

大磯町家庭的保育事業等指導監査実施要綱

令和4年2月8日

大磯町告示第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下本則において「法」という。)

第34条の17に基づき実施する家庭的保育事業等に対する指導監査について必要な事項を定めるものとする。

(指導監査の対象)

第2条 指導監査の対象は、次に掲げる事業とする。

- (1) 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
- (2) 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
- (3) 法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業
- (4) 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

(指導監査の実施方針等)

第3条 指導監査は、法令及び児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について(平成27年12月24日付け雇児発1224第2号)等を基本として、本町における家庭的保育事業等の運営の実情を踏まえ、重点的かつ効率的に実施するものとする。

2 指導監査の実施に当たり、毎年度当初に実施計画を定めるものとする。

(指導監査の実施体制)

第4条 指導監査は、家庭的保育事業等の指導監査所管課の職員2人以上をもって実施するものとする。

2 前項の職員のほか、必要に応じて、保育士、保健師等の専門的知識を有する者を加えることができるものとする。

(指導監査事項)

第5条 指導監査は、次の各号に掲げる事項について実施するものとする。

- (1) 事業所の運営状況
- (2) 利用者の処遇状況
- (3) その他町長が必要と認める事項

2 指導監査における公平性を確保するため、監査の評価事項、評価区分等を内容とする指導監査基準を別に定める。

(指導監査の種別)

第6条 指導監査の種別は、一般指導監査及び特別指導監査とする。

(一般指導監査の実施方法等)

第7条 一般指導監査は、次の各号に掲げる方法により実施するものとする。

- (1) 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第35条の4の規定により、1年に1回以上、対象の事業所にて実地により行う。
- (2) 一般指導監査を実施する日の2週間前までに、別に定める大磯町家庭的保育事業等

指導監査事前提出資料を提出させる。

(3) 前号に規定する資料を基に、第5条の指導監査事項について、当該事業所の代表者等の立会いを得て関係書類、帳簿等を検査する。

(4) 一般指導監査終了時に実施場所等において、当該事業所の代表者等に対して、その結果について講評を行う。

(特別指導監査の実施方法等)

第8条 特別指導監査は、次の各号のいずれかに該当する場合に、特定の事項について重点的に実施できるものとして、対象の事業所にて実地により行う。

(1) 通報、苦情、相談等に基づく情報により、具体的な事業運営の不正若しくは著しい不当を把握することができ、又は違反が疑われる場合

(2) 正当な理由なく一般指導監査を拒否した場合

(3) 一般指導監査においての度重なる指摘にもかかわらず、改善が認められない状況が続いた場合

(指導監査の実施の通知)

第9条 指導監査の実施に当たり、指導監査を実施する日の30日前までに、当該事業者に対して次の各号に掲げる事項を大磯町家庭的保育事業等指導監査実施通知書（第1号様式）により通知するものとする。ただし、特別指導監査を実施する場合、その他指導監査の実施上必要と認められる場合においては、この限りでない。

(1) 根拠規定

(2) 対象施設

(3) 実施日時及び場所

(4) 指導監査職員の氏名

(5) 事前に提出する資料及び提出期日

(6) 当日に準備すべき書類

(7) その他町長が必要と認める事項

(指導監査の結果の通知等)

第10条 指導監査の結果の通知等は、当該事業者に対して次の各号に掲げるとおり行うものとする。

(1) 法令若しくは通知に対する違反（軽微なものを除く。）がある場合又は前年度の口頭指摘事項に対して改善の取組がなされていない場合は、当該事項を文書指摘事項として、大磯町家庭的保育事業等指導監査結果通知書（第2号様式。以下「結果通知書」という。）により通知し、速やかに改善措置を講じるよう指導するものとする。

(2) 法令又は通知に対する違反であって軽微なものである場合、当該事項を口頭指摘事項として、結果通知書により通知し、速やかに改善措置を講じるよう指導するものとする。

(3) 法令等に対する違反ではないが、保育の内容及び質等の向上のために改善されることが望ましいものがある場合は、当該事項を助言事項として、結果通知書により通知

し、必要な改善措置を講じるよう指導するものとする。

(4) 特に指摘すべき事項等がない場合は、大磯町家庭的保育事業等指導監査結果通知書（第3号様式）により、その旨を通知するものとする。

2 前項第1号及び第2号に規定する結果通知を受けた事業者は、当該指摘事項に対する改善状況を、通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に大磯町家庭的保育事業等指導監査指摘事項改善報告書（第4号様式）に、理事会議事録の写し及び改善状況を確認できる資料又は改善計画書等を添えて、町長に報告しなければならない。

3 町長は、当該年度の監査結果について、その概要を本町のホームページで公開するものとする。

（関係機関への情報提供）

第11条 指導監査の結果及び改善状況等については、必要に応じて関係機関に情報提供するものとする。

（身分証の携帯）

第12条 指導監査に際しては、担当する職員は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第20条に規定する身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第9条関係）

大磯町家庭的保育事業等指導監査実施通知書

年 月 日

様

大磯町長

児童福祉法第34条の17の規定に基づき、次の指導監査を実施しますので通知します。

対 象 施 設	
指 導 監 査 の 種 別	
実施日時及び場所	
指導監査職員の氏名	
事前に提出する資料 及 び 提 出 期 限	
当日に準備すべき書類	
その他町長が必要と 認 め る 事 項	

第2号様式（第10条関係）

大磯町家庭的保育事業等指導監査結果通知書

年 月 日

様

大磯町長

児童福祉法第34条の17の規定に基づき実施した指導監査の結果、次のとおり通知します。

1. 指導監査について

実 施 年 月 日	
対 象 施 設	
指導監査の種別	

2. 指導監査の結果について

結果の区分	指導監査結果
☐ (文 書 指 摘)	別添のとおり文書指摘事項がありましたので、速やかに改善措置を講じてください。また、改善を要する指摘事項については、本通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、家庭的保育事業等指導監査指摘事項改善報告書（第4号様式）に、改善内容がわかる書類を添えて報告してください。
☐ (口 頭 指 摘)	別添のとおり口頭指摘事項がありましたので、速やかに改善措置を講じてください。
☐ (助 言 事 項)	別添のとおり助言事項がありましたので、改善措置を講じてください。

【行政不服審査法に基づく不服申立てについて】

本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、大磯町を被告として（訴訟において大磯町を代表する者は大磯町長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過すると、提起することができません。

別添

家庭的保育事業等指導監査指摘事項等

対 象 施 設	
指 導 監 査 実 施 日	

結果の区分	改善を要する事項	根拠法令

第3号様式（第10条関係）

大磯町家庭的保育事業等指導監査結果通知書

年 月 日

様

大磯町長

児童福祉法第34条の17の規定に基づき、次のとおり実施した指導監査の結果、改善を要する事項はありませんでした。

実 施 年 月 日	
対 象 施 設	
指導監査の種別	

第4号様式（第10条関係）

大磯町家庭的保育事業等指導監査指摘事項改善報告書

年 月 日

大磯町長 殿

報告者

所在地

団体の名称

代表者名

電話番号

年 月 日付けで通知のありました改善報告を要する指摘事項について、別添
のとおり改善しましたので、関係書類等を添えて提出します。

別添

家庭的保育事業等指導監査指摘事項改善報告書

対 象 施 設	
指 導 監 査 実 施 日	

改善を要する事項	改善状況又は今後の改善計画等